

第77回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時：平成30年6月28日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所：東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

目次

第77回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人に関する事項	
5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要	
6. 株式会社の支配に関する基本方針	
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33
株主総会参考書類	39
第1号議案 株式併合の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 会計監査人選任の件	

証券コード 6771
平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都大田区池上五丁目6番16号
池上通信機株式會社
代表取締役社長 清 森 洋 祐

第77回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰會館（4階朗峰の間）

3. 株主總會の目的事項

- 報 告 事 項** (1) 第77期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第77期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

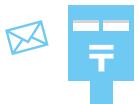
◇議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使できます。



株主総会への出席

1. お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
3. 株主様ではないご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会会場にご入場できませんので、ご注意ください。



郵送による議決権行使

1. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成30年6月27日（水曜日）午後5時55分までに**到着するようご返送ください。
2. 書面による議決権行使書における各議案に賛否の記載が無い場合の取扱いについては「賛」の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

1. インターネットにより議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、**平成30年6月27日（水曜日）午後5時55分までに**議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記53頁から54頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネットと議決権行使書双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
3. インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

◇インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に添付しました連結計算書類および計算書類は、監査役会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
当社ウェブサイト <https://www.ikegami.co.jp/>

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

・ 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって景気の緩やかな回復が継続しました。

一方世界経済においては、米国、ヨーロッパ地域においても景気の回復が継続しましたが、中国等の新興国の成長の鈍化や英国のEU離脱問題、米国における政策動向による影響等、海外経済の不確実性から、依然としてわが国の景気が下押しされるリスクも存在する状況で推移しました。

このような状況下において、当連結会計年度における経営成績の概況につきましては、以下のとおりとなりました。

国内販売につきましては、放送市場におけるデジタルハイビジョン設備の更新需要の増加を受けて、放送システム、中継車システム、放送用カメラ、モニタの販売が堅調に推移したことにより、放送システム事業の売上は前年同期を大きく上回りました。産業システム事業におきましても、メディカル事業で、4K対応を始め医療用モニタの販売が堅調に推移するとともに、医療用4Kカメラが眼科向けに浸透が進むなど、前年同期の売上を上回り、セキュリティ事業でも、プラント向け、鉄道市場向け等の監視カメラシステムの販売が堅調に推移し、前年同期の売上を上回りました。さらに検査装置事業でも、製薬市場の設備投資動向が減速傾向で推移しましたが、健康食品の需要増によるサプリメント分野からの検査装置需要を取り込むことで、前年同期の売上を若干上回る結果となりました。

一方、海外販売におきましては、北米地域では、放送用カメラシステム、医療用カメラ、モニタの販売が堅調に推移したことにより前年同期の売上を上回りましたが、欧州地域では、放送用カメラシステム、医療用カメラ、モニタの売上が減少し、アジア地域でも中国、韓国での放送用カメラ、モニタの販売が大幅に減少し、第3四半期まで順調に推移していた中国での医療用カメラ、モニタの販売が、第4四半期で減速した影響もあり、前年同期の売上を下回りました。

この結果、欧州地域、アジア地域での売上が減少しましたが、国内販売で放送システム事業の売上が大きく伸長し、産業システム事業の売上も増加したことにより、連結売上高は前年同期と比べ、15.4%増の262億75百万円となりました(前年同期売上高227億74百万円)。

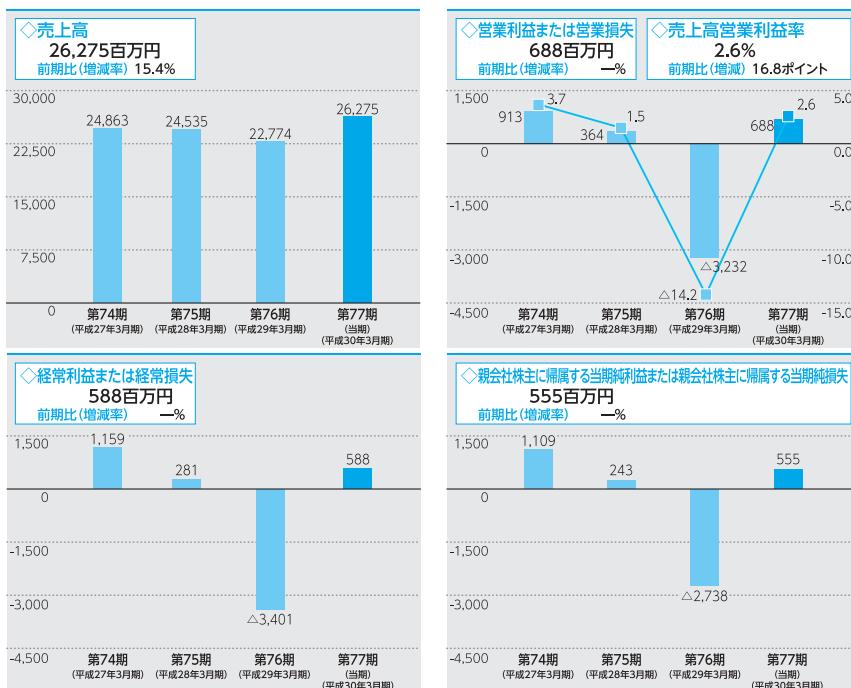
損益面につきましては、売上高の増加と併せ、継続して実施してきましたコスト構造の改善が進み、国内の大型案件において、その成果が表れたこともあり、営業損益は前年同期比で39億20百万円改善し、営業利益6億88百万円(前年同期営業損失32億32百万円)となりました。

経常損益につきましては、為替変動の影響による為替差損等の営業外費用を計上し、経常利益5億88百万円(前年同期経常損失34億1百万円)となりました。

最終損益につきましては、特別利益に投資有価証券売却益、退職給付制度改定益等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は5億55百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失27億38百万円）となりました。

今後、当社グループを取り巻く事業環境は、世界レベルでの放送のデジタル化投資、安心・安全の確保によるセキュリティ需要、医療用映像機器の高画質、高精細化需要、品質の向上と作業効率改善の要求による検査機需要等が高まっていくことが引き続き期待されており、こうした需要を確実に取り込むことで、売上高、利益の拡大を図って参ります。当面は厳しい事業環境が続くと予想されることから、企業価値向上を確たるものにするために、成長戦略の確実な実施と、安定的に利益を出すための企業体質強化を積極的に推進して参りますので、株主の皆さまには、今後ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

業績推移



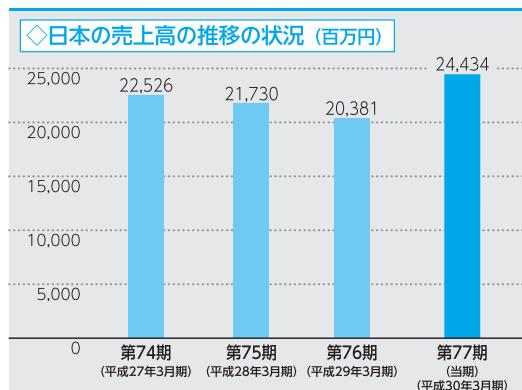
・所在地別セグメントの状況

【日本】

日本における売上高のうち国内販売につきましては、放送市場でのデジタルハイビジョン設備の更新需要の増加を受けて、放送システム、中継車システム、放送用カメラ、モニタの販売が堅調に推移したことにより、放送システム事業の売上は前年同期を大きく上回りました。産業システム事業におきましても、医療用カメラで、4K対応を始め医療用モニタの販売が堅調に推移するとともに、医療用4Kカメラが眼科向けに浸透が進むなど、前年同期の売上を上回り、セキュリティ事業でも、プラント向け、鉄道市場向け等の監視カメラシステムの販売が堅調に推移し、前年同期の売上を上回りました。さらに検査装置事業でも、製薬市場の設備投資動向が減速傾向で推移しましたが、健康食品の需要増によるサプリメント分野からの検査装置需要を取り込むことで、前年同期の売上を若干上回る結果となりました。

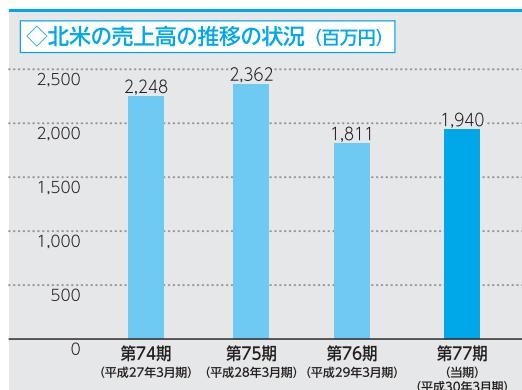
輸出版売につきましては、アジア地域では、東南アジア地域で医療用カメラ、モニタ、錠剤検査装置の販売は伸びましたが、第3四半期まで順調に推移していた中国での医療用カメラ、モニタの販売が、第4四半期で減速するとともに、前年同期に売上を伸ばした中国、韓国での放送用カメラを始めとした放送機器の販売が大幅に減少したことにより、アジア地域向けの輸出売上高は前年同期比44.6%減の11億85百万円（前年同期売上高21億38百万円）となりました。北米地域への輸出売上高は、放送用カメラ、医療用モニタの輸出が増加したことにより前年同期を上回り、欧州地域への輸出売上高につきましても、放送用カメラの輸出は前年同期を下回りましたが、医療用カメラの輸出が増加したことにより、前年同期を上回りました。

結果、当期における日本の売上高は、アジア地域向け輸出売上高は減少しましたが、国内売上、北米、欧州向け輸出売上高の増加により、前年同期比19.9%増の244億34百万円（前年同期売上高203億81百万円）となりました。



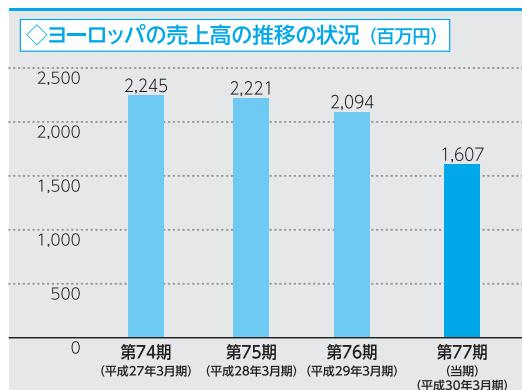
【北米】

主たる販売エリアである北米地域におきまして、セキュリティ市場での売上は前年同期を下回りましたが、主力の放送市場で第4四半期に大型案件の納入が重なったこともあり、放送用カメラシステムの売上が前年同期を上回るとともに、北米、南米を中心に前年度大きく売上を伸ばした医療用カメラの販売も、前年同期並みに推移したこともあり、売上高は19億40百万円（前年同期売上高18億11百万円）となりました。



【ヨーロッパ】

主たる販売エリアである欧州各国におきまして、医療用カメラ、モニタの販売が年度を通じて前年同期ほどの伸びが見られず、放送用カメラシステムの販売も、近年注力している中東地域での売上は前年度並みに推移しましたが、欧州各国での販売が低調に推移したこともあり、売上高は16億7百万円（前年同期売上高20億94百万円）となりました。



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第 74 期 (平成27年3月期)	第 75 期 (平成28年3月期)	第 76 期 (平成29年3月期)	第 77 期(当期) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)		24,863	24,535	22,774	26,275
営業利益または 営業損失(△)(百万円)		913	364	△ 3,232	688
売上高営業利益率(%)		3.7	1.5	△ 14.2	2.6
経常利益または 経常損失(△)(百万円)		1,159	281	△ 3,401	588
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)		1,109	243	△ 2,738	555
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)(円)		18.67	4.09	△ 45.82	9.29
総 資 産(百万円)		31,407	29,967	28,674	27,444
純 資 産(百万円)		13,921	13,393	11,122	11,739
自 己 資 本 比 率(%)		44.3	44.7	38.8	42.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)		484	1,269	2,689	△ 2,240
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△	1,263	△ 567	909	△ 295
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)		1,245	△ 26	1,974	△ 1,081
現金および現金 同等物の期末残高(百万円)		2,872	3,538	9,072	5,441

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 74 期 (平成27年 3 月期)	第 75 期 (平成28年 3 月期)	第 76 期 (平成29年 3 月期)	第 77 期(当期) (平成30年 3 月期)
売 上 高(百万円)	22,115	21,284	20,052	23,954
営業利益または 営業損失(△)(百万円)	452	5	△ 3,399	556
経常利益または 経常損失(△)(百万円)	902	84	△ 3,478	567
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	907	67	△ 2,947	593
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)(円)	15.27	1.14	△ 49.32	9.92
総 資 産(百万円)	31,599	29,926	28,330	27,061
純 資 産(百万円)	14,412	14,226	10,969	11,529

(3) 資本政策

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要な責務であるという認識のもと、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、配当を行うことを基本としています。

当社グループの今期の業績は、厳しい事業環境の中、前年同期に大きく悪化した収益を改善し、安定的に利益が得られる経営基盤の確立を目指し、業績の黒字回復を達成することができました。

このような状況を踏まえ、当期におきましては期末配当として1株当たり3円の配当を実施することとしました。

◇利益還元の状況の推移

区 分	第 74 期 (平成27年 3 月期)	第 75 期 (平成28年 3 月期)	第 76 期 (平成29年 3 月期)	第 77 期(当期) (平成30年 3 月期)
1株当たり年間配当額(円)	3	1	2	3
年 間 配 当 額(百万円)	191	64	127	191
連 結 配 当 性 向(%)	16.1	24.4	—	32.3

* 当社は、剰余金の配当の決定につきましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

* 第76期は親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスのため連結配当性向を表示していません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産性の向上、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、総額4億55百万円の設備投資を実施しました。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする総額30億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約（平成29年10月26日締結）において、16億2千万円の借入れをしています。

また、株式会社三菱東京UFJ銀行より総額15億円のコミットメントライン契約（平成29年7月18日締結）において短期借入金14億8千3百万円を調達し、株式会社横浜銀行より長期借入金5億円を調達しました。

(6) 対処すべき課題

① 当社を取り巻く事業環境と基本方針

◇事業環境

当社グループを取り巻くビジネス環境は、中長期の視点では国内外での4K、8Kシステムの本格導入、放送のデジタル化投資や、安心・安全の確保によるセキュリティ需要、医療用映像機器の高画質、高精細化需要、品質、安全性の確保による検査機需要等が高まっていくことが見込まれます。

◇基本方針

こうした認識に基づき、当社グループは、平成28年5月に2018年度を最終年度とする3カ年中期経営計画「New Ikegami Way」を発表し、「新生Ikegamiの出発、事業構造転換の推進」を推し進めて参ります。

当社グループは、「絶え間ない革新により、お客様から満足と信頼を頂く製品・サービスを提供し続けることを通し、社会に貢献します。その実現に携わる全ての人々が生き甲斐と働き甲斐を見いだすことのできる企業であり続けます。」ことを経営理念に掲げ、意思決定・判断の基軸となる価値観を「顧客満足」に置いています。

当社グループのビジョン、すなわち目指す姿は「情報通信と画像のプロフェッショナル」であり、その中心的な実現手段として「デジタル・ネットワーク・ソリューション」による新たな顧客満足の創造やお客様の問題解決を図ることを目指しています。

② 「New Ikegami Way」の目指すべき姿

- ◇事業ポートフォリオ再構築、事業構造転換を図り産業システム事業を次世代の成長の柱に育成する。
- ◇放送システム事業は確実に利益創出できる安定事業へと脱皮させる。
- ◇海外事業の抜本的構造改革を断行し、真のグローバル企業に成長・発展する。
- ◇技術のIkegamiとして質の高いエンジニア集団を形成し、更なる技術優位性を確立する。
- ◇製品セグメントの選択と集中を図り、高付加価値製品の開発投入により利益を増出する。

③ 主要戦略

◇成長戦略

□技術力高度化（技術優位性の確立）

コア技術であるI P & T（Image：撮像、Process：画像処理、Transmission：伝送）の徹底強化によりI P・高圧縮伝送・超解像他の更なる高度な技術の獲得とアライアンスによる外部リソースの有効活用により市場優位性の高い差異化製品およびシステムを提供していきます。

□放送システム事業の先進的取り組み加速

当社のベース事業として放送局・官公庁・公営競技等のハイエンド市場に投入できる先進的技術製品の開発および、東京オリンピック・パラリンピックを控え4K、8Kの本格的普及に向けた取り組みを加速すると共に高度なトータルシステムソリューションの提案強化に取り組んでいきます。

□産業システム事業の強化

当社の次世代成長の柱と位置付け、MS（メディカルソリューション）事業、IS（インスペクションソリューション）事業、SS（セキュリティソリューション）事業の産業システム3事業の比率を高め成長・拡大していく事で事業構造転換を強力に推進していきます。

□海外事業推進

アジア地域の販売を強化し、放送システム事業の更なる拡大を図り、合わせて産業システム事業のグローバル展開を推進し、売上、利益を拡大させるため地域にマッチした戦略製品の開発を進めます。特にMS事業をグローバル事業の柱としていくため既存分野はもとより新分野参入を推進していきます。

◇最適生産構造の追求

内製化とアウトソーシングの最適・効率的生産体制を追求し、品質の絶対確保とさらなるコストダウンの両立を図っていきます。

◇経営基盤の安定化推進

次世代の経営を担う戦略的な人財採用の継続と教育制度の強化推進による人財育成を行っていきます。絶え間ない業務品質向上（Quality Innovation）の推進によるスピーディーでチャレンジ精神旺盛な企業風土の醸成を行っていきます。

積極的な財務施策による効果的資金活用と財務基盤の強化を図ります。

④ 平成30年度（2018年度）の見通し

当社グループの主たる事業領域である放送市場につきましては、海外におきましては、現行のフルハイビジョン（2K）から更なる高解像度を目指した4K放送への設備投資の増加と、東南アジア、西アジア、中東地域、中南米地域など、デジタルハイビジョン放送への移行の本格化に伴う設備投資の活性化が引続き見込まれています。また、国内においても2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催へ向けて4K、更に8K対応の設備投資の継続が期待されると同時に、セキュリティ市場への技術的要求が高まることが予想されます。医療機器市場においても世界規模で加速する医療の高度化を背景に、4K、8Kの高画質、高精細映像機器への期待が一層高まっており、検査機市場では、品質、安全性の確保や、作業効率の改善など、様々な分野で検査装置の需要が高まることも見込まれ、産業システム市場におきましても、今後の成長が期待される状況となっています。

こうした状況の中、当社グループは、安定して利益が創出できる健全なる経営基盤の確立を目指し、前年度の大幅な収益の悪化を改善し、当期の最優先課題として掲げた業績の黒字回復を達成することができました。

当期は業績の黒字回復を達成することができましたが、平成31年3月期においても、より一層厳しさが増すと思われる価格競争や製品技術・開発競争に打ち勝ち、多様化するお客様の要求に対応するため、技術力強化の加速・推進、海外事業の強化、産業システム事業の拡大・推進を進め、安定して利益が創出できる健全なる経営基盤を確立するための取り組みを継続、強化して参ります。

当面は厳しい事業環境が続くことが予想されますが、中期経営計画「New Ikegami Way」の最終年度となる次期の数値目標達成と更なる飛躍を目指し、事業構造の転換を進めて参ります。

■平成30年度連結業績予想（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
26,500百万円	700百万円	600百万円	550百万円	9.18円

平成30年度の連結業績予想は、平成30年5月10日に公表した「中期経営計画の修正に関するお知らせ」のとおりです。

なお、配当は期末配当として1株当たり3円（連結配当性向32.7%）を予想しています。

株主の皆さまにおかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

区 分		主要製品
放送システム事業		放送用カメラシステム、放送用モニタ、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム他
産業システム事業	メディカルソリューション事業	医療用カメラシステム、医療用モニタ他
	インスペクションソリューション事業	錠剤外観検査装置、X線錠剤内部検査装置、表面検査装置、他各種検査装置
	セキュリティソリューション事業	監視カメラシステム・モニタ他

(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	事 業 内 容
Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売、サービス
Ikegami Electronics(Europe) GmbH	千ユーロ 9,203	% 100	情報通信機器の販売、サービス
株式会社テクノイケガミ	百万円 100	% 100	情報通信機器のサービス、生産

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な拠点

本社所在地：東京都大田区池上五丁目6番16号

	名 称	所 在 地
国内営業拠点	営業本部	東京都大田区
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
海外営業拠点	Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	アメリカ マウワ
	Ikegami Electronics(Europe)GmbH	ドイツ ノイス
	Ikegami Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール タンピネス
開発拠点	技術開発センター	神奈川県川崎市
生産拠点	システムセンター	神奈川県藤沢市
	プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
サービス・生産拠点	株式会社テクノイケガミ	神奈川県川崎市 栃木県宇都宮市（プロダクトセンター内）

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
891名	23(減)名

(注) 上記には臨時従業員は含まれていません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
716名	14(減)名	46.1歳	21.3年

(注) 上記には子会社への出向者および臨時従業員は含まれていません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社 三井住友銀行	3,055 百万円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	2,458
株式会社 横浜銀行	1,347
三井住友信託銀行株式会社	100
三菱UFJ信託銀行株式会社	61

(注) 株式会社三井住友銀行の借入残高には社債残高788百万円を含んでいます。また、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入額61百万円は、従業員持株ESOP信託による借入金です。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式の総数	72,857,468株
	(うち自己株式12,939,053株)

(2) 株主数 8,727名

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口)	3,551 千株	5.57 %
遠藤四郎	2,028	3.18
豊嶋利夫	1,701	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,577	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,211	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,105	1.73
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,026	1.61
池上通信機従業員持株会	998	1.57
池上通信機取引先持株会	963	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	876	1.37

(注) 持株比率の計算上、株式付与ESOP信託口が保有する自己株式3,551,000株および従業員持株ESOP信託口が保有する自己株式292,000株を除いた自己株式9,096,053株を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
清森洋祐	代表取締役社長	
神田直樹	常務取締役	社長補佐、生産、調達担当
駒野目裕久	取締役	技術開発、特許・知的財産戦略、技術統括室担当
檜村直樹	取締役	マーケティング、製品戦略、海外事業統括、新規事業推進担当、上席執行役員マーケティング本部長
青木隆明	取締役	総務、法務、人事勤労、人材開発、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長
竹中章二	取締役	統括技師長、技術戦略、技術力強化・推進担当
小原信恒	取締役	経理、財務、情報システム担当、上席執行役員経理統括本部長
山崎雅彦	社外取締役	山崎雅彦法律事務所弁護士、法政大学法科大学院教授、日本ビルファンド投資法人監督役員
伊藤泰彦	社外取締役	KDDI(株)顧問
千葉悦雄	常勤監査役	
永島建二	社外監査役	
渡辺敏治	社外監査役	

- (注) 1. 取締役 山崎雅彦および伊藤泰彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 山崎雅彦および伊藤泰彦の両氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役 永島建二および渡辺敏治の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 監査役 永島建二氏は、昭和57年9月から平成14年6月まで相模ハム(株)にて財務・会計に関する業務に従事し、また同社子会社の北海道サガミハム(株)にて監査役の経歴を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。また、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
5. 監査役 渡辺敏治氏は、(株)東芝の取締役および(株)IHの社外監査役を歴任されるなど、企業経営および監査役としての職務に関する豊富な経験と知見を有するものです。
6. 当社は執行役員制度を採用しています。平成30年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
取締役 上席執行役員	青 木 隆 明	経営管理本部長
取締役 上席執行役員	小 原 信 恒	経理統括本部長
上 席 執 行 役 員	大 木 孝 志	社長付
執 行 役 員	大 熊 正 好	調達センター長
執 行 役 員	宮 内 博 紀	技師長（システムセンター担当）
執 行 役 員	篠 田 広 司	営業本部長
執 行 役 員	児 島 浩 幸	技術開発センター長兼技師長（プロダクトセンター担当）
執 行 役 員	田 村 公 広	社長室長兼海外営業統括本部長
執 行 役 員	小 島 睦	システムセンター長
執 行 役 員	北 田 初 夫	プロダクトセンター長
執 行 役 員	秋 山 浩 志	製品開発戦略室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	135百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (10百万円)
合 計	12名	160百万円

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

- (a) 社外取締役山崎雅彦氏が兼職している山崎雅彦法律事務所および兼職先である日本ビルファンド投資法人と当社との間に、開示すべき関係はありません。
- (b) 社外取締役伊藤泰彦氏の兼職先であるKDDI(株)との当事業年度における取引高は、当事業年度売上高の0.1%未満です。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
社外取締役 <u>独立役員</u>	山 崎 雅 彦	当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な知識、経験等を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め、経営に関する指摘、助言を行っています。
社外取締役 <u>独立役員</u>	伊 藤 泰 彦	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち計12回に出席し、経営者としての豊富な経験と通信関連技術に関する幅広い知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め、経営に関する指摘、助言を行っています。
社外監査役 <u>独立役員</u>	永 島 建 二	当事業年度に開催された12回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、財務・会計に関する視点から意見を述べるとともに、他社での財務・会計に関する業務経験および監査経験を活かし、監査役会および取締役会において数々の実務提言を行っています。
社外監査役	渡 辺 敏 治	当事業年度に開催された12回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席し、他社での経営者および社外監査役の経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において数々の実務提言を行っています。

山崎雅彦、伊藤泰彦および永島建二の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる属性等を有していない独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たした独立役員です。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 責任限定契約の内容の概況

責任限定契約は締結していません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	37百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のIkegami Electronics(Europe) GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けています。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「絶え間ない革新により、お客様から満足と信頼を頂く製品・サービスを提供し続けることを通し、社会に貢献します。その実現に携わる全ての人々が生き甲斐と働き甲斐を見いだすことのできる企業であり続けます。」を経営理念に掲げ、その実現に向けて業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の順守ならびに資産の保全という観点から内部統制システムの充実に努めています。当社は、以下に記載する取締役会決議内容に基づき、内部統制を具体的に整備するとともに、当社子会社に対しても当社の体制に準じて内部統制システムの整備を行うものとしています。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの経営理念、行動規範、コンプライアンス・ルール等を明確にし、徹底を図る。
- (b) コンプライアンス規程を整備し、当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社グループの経営理念を順守するためのコンプライアンス体制を構築する。
- (c) コンプライアンス・リスク内部統制担当取締役を長とするRC委員会において、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その徹底を図るための具体的な計画を策定し実行する。
- (d) コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため、内部通報制度を構築する。内部通報制度は、社内窓口としてRC委員会事務局がその任に当たる他、当社が定める社外取締役または社外監査役を受付窓口とする社外窓口を設置し、匿名での通報も認めること、通報をした者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを、その内容に含むものとする。
- (e) 金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、代表取締役社長を最高責任者とする「金商法内部統制プロジェクト」を設置し、当社および当社連結グループ各社の財務報告に係る内部統制を構築する。
- (f) コンプライアンス・ルールにおいて、反社会的勢力との一切の関係遮断を定め、これを周知する。反社会的勢力による不当要求に毅然とした態度で臨み、社内外の関係者と連携を取り、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 情報管理規程および情報保管保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (b) 上記の文書等の保管の期間は、法令の別段の定めのない限り、情報保管保存規程に定めるところによる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクマネジメント方針を定めリスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定める。コンプライアンス・リスク内部統制担当取締役は、リスクマネジメント規程に基づき全社のリスクを統合的に管理し、企業リスク管理、事業リスク管理、部門リスク管理を重層的に行う。
- (b) コンプライアンス・リスク内部統制担当取締役を長とするRC委員会において、当社グループにおける統合的なリスクマネジメントを実施する。委員会の活動の概要は、定期的に取締役および監査役に報告する。
- (c) 不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 取締役会の前週に業務執行取締役ならびに執行役員が出席する経営会議を開催し、業務執行における意思決定を行う。
- (c) 代表取締役は、各取締役の職務に応じた責任・権限を明確にするとともに、各取締役間の意思疎通を促進する。各業務執行取締役は、職務執行の状況について3ヵ月に一度以上取締役会に報告する。
- (d) 取締役および重要な使用人に至る決裁権限基準を定義した稟議規程に基づいて、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。

- ⑤ **当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**
- (a) 当社グループの経営管理を担当する取締役の責任と権限を明文化し、当社グループ従業員に徹底する。
 - (b) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、取締役はグループ会社管理規程等に基づいて、子会社経営の管理・監督を行うものとする。
 - (c) 取締役は、当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会ならびに監査役に報告する。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じて使用人から監査役補助者を指名する。
 - (b) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事権に係る事項の決定には、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- ⑦ **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- (a) 当社グループは、監査役に対して取締役会、経営会議その他業務執行状況の報告が行われる重要な会議への出席の機会を提供する。
 - (b) 当社グループの取締役、および重要な使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。加えて、当社グループの使用人が直接監査役に報告できる通報制度を構築する。通報した者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないことを、その内容に含むものとする。
 - (c) 業務執行取締役は、定期的に業務執行状況を監査役に報告する。
- ⑧ **その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**
- (a) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - (b) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、R C委員会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
 - (c) 監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
 - (d) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できる。
 - (e) 監査役が、職務の執行のために生じる費用について請求したときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する事項

- (a) 社員に必要な情報を迅速に周知・徹底させるため、社内ポータルサイトを立ち上げています。当該ポータルサイトのトップに当社グループの経営理念、行動規範、コンプライアンス・ルールを掲げ、常時閲覧できる仕組みを構築し浸透を図っています。
- (b) 当社グループではRC委員会事務局ならびに社外取締役、または社外監査役を窓口とする内部通報制度を構築しています。現在窓口はRC委員会事務局ならびに社外取締役がその任に着いていますが、当事業年度において、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はなく、その両者が通報窓口として十分に機能しているため、社外監査役の通報窓口は設けていません。また、内部通報制度の運用・管理ルールを定めた内部通報細則を制定しており通報者に対する不利な取り扱いの禁止の徹底を図っています。
- (c) 社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との協力体制を整備しており、不当要求には一切応じない姿勢を堅持しています。

② 取締役の職務の執行に関する事項

- (a) 取締役の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うとともに執行役員制度を導入しています。当事業年度において、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るため、社外取締役2名、社外監査役2名の社外役員のみを構成メンバーとするミーティングを開催しています。
- (b) 当事業年度において取締役会を14回（うち臨時2回）開催しました。また、会社法第363条に基づき、業務執行取締役から職務執行の状況が四半期毎に報告されました。
- (c) 当事業年度において、業務執行担当取締役ならびに執行役員を構成メンバーとする経営会議を12回（うち臨時1回）開催し、業務執行レベルの意思決定を行って参りました。
- (d) 当社は、法令上、取締役会決議事項と定められている事項の他、その重要性（内容、金額）等に鑑み、意思決定の場を「決裁権限基準一覧表」によって明確に定めています。当事業年度においても当該基準一覧表に則り、厳格に運用して参りました。

③ リスクに関する事項

- (a) 当事業年度においてRC委員会を7回開催しました。RC委員会はコンプライアンス・リスク内部統制担当の取締役を長とし、執行役員全員ならびに国内グループ会社社長をメンバーとする他、常勤監査役ならびに内部監査室長も参画し、コンプライアンス施策の徹底、リスク顕在化の未然防止策推進に取り組みました。
- (b) 不測の事態（大規模事故、災害、不祥事等）が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止することを定めています。当事業年度においては大規模な事故、災害、不祥事等は発生していません。

④ グループ会社の経営管理に関する事項

- (a) 事業活動等に係る法令等の順守という観点から、RC委員会メンバーに国内グループ会社社長を構成員に加え、グループ会社に係る潜在的リスクの把握、リスク管理の共有化を図っています。
- (b) 海外グループ会社におきましては、定期的に行われるテレビ会議等を通じて事業リスク管理の把握に努めているのはもちろん、海外グループ社長および関係者を招集し、業務執行取締役および全執行役員に対し定期的な書面による報告が行われ、事業進捗状況の把握と対策の他、各国・地域の状況を勘案し資産の保全という観点から内部統制に係る見解を共有しています。

⑤ 監査に関する事項

- (a) 監査役は、取締役会の他、経営会議、RC委員会、主に業績進捗状況の確認・対策を討議する月次執行会議等の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況等を確認しています。
- (b) 監査役は、会計監査人である保森会計事務所と期初、四半期決算、確定決算時に情報交換の場を設け、必要に応じ随時コミュニケーションを図っています。また、業務監査に内部監査室を同行させ連携を強化させることで監査の実効性を高めています。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、映像技術を核とした事業基盤の確立に努め、幅広い分野においてメーカーの使命である最先端技術やノウハウを集積した製品・システムを提供し続けています。特に、製品やシステムの提供に際しては、開発・生産・受注・納入という一連の「もの作り」や「販売」のプロセスだけでは表現し得ない多くのノウハウ・専門知識・情報、そして顧客や取引先等のステークホルダーとの間に築かれた信頼感で形成された緊密な関係等を有しており、その面を深化し続けていくことこそが、結果として当社グループの企業価値を高めていくことになると確信しています。

また、逆に、進歩の早い技術変革をリードし続けるために、将来の技術のトレンドを常に意識し、経営資源の集中的再配分により、当社グループが得意とする技術要素を追求することは当然のことながら、必要に応じて関係各社と業務提携を行うなど、顧客のニーズを具現化するための施策に積極的に取り組んでいくことが、中長期的に見て、株主共同の利益創出の源泉になると考えています。

当社取締役会は、上記の顧客や取引先等のステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない当社株式の大量取得行為を行う者や、短期的な投資リターンを追い求めて上記顧客ニーズを具現化するための施策に積極的でない者は、当社の財務および事業の方針の決定をする者として適当でないと考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容

当社は、上記基本方針に基づき、企業価値ひいては株主共同の利益を害する大量買付行為を防止するための取り組みとして「大規模買付ルール」を導入しています。

大規模買付ルールは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(3) 大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記取り組みにつきまして、2年ごとの定時株主総会の決議をとるなどの株主意思を確認するための手続が保障されており、また、客観的合理性ある発動要件が定められ、かつ発動時に独立した特別委員会に諮問するなどの客観的手続が定められていることから、上記基本方針に沿うものであって株主共同の利益を損なうものでなく、かつ会社役員の地位の維持を目的としたものではないと判断しています。

大規模買付ルールの内容は下記当社ホームページよりご参照願います。

<<https://www.ikegami.co.jp/company/fs-9>>

買収防衛策

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,960	流動負債	11,676
現金及び預金	5,441	支払手形及び買掛金	3,071
受取手形及び売掛金	9,339	電子記録債務	1,340
電子記録債権	388	短期借入金	3,670
商品及び製品	1,293	1年内返済予定の長期借入金	913
仕掛品	4,539	1年内償還予定の社債	212
原材料及び貯蔵品	1,977	リース債務	181
その他の	200	未払法人税等	110
貸倒引当金	△ 220	賞与引当金	480
固定資産	4,483	製品保証引当金	61
有形固定資産	3,448	未払金	536
建物	852	その他の負債	1,099
機械装置及び運搬具	230	固定負債	4,028
工具、器具及び備品	299	長期借入金	576
土地	1,600	リース債務	1,649
リース資産	449	長期未払金	317
建設仮勘定	15	繰延税金負債	594
無形固定資産	401	株式給付引当金	27
投資その他の資産	633	株式給付に係る負債	286
投資有価証券	322	その他の	567
その他の	553	負債合計	9
貸倒引当金	△ 241		
資産合計	27,444	純資産の部	
		株主資本	12,724
		資本金	7,000
		資本剰余金	4,469
		利益剰余金	2,625
		自己株式	△1,369
		その他の包括利益累計額	△ 985
		その他有価証券評価差額金	61
		為替換算調整勘定	△1,249
		退職給付に係る調整累計額	202
		純資産合計	11,739
		負債純資産合計	27,444

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		26,275
売 上 原 価	益 費		19,337
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益 費		6,938
営 業 外 利 収 益	益 費		6,250
受 取 配 当 金	利 益	0	688
受 取 保 証 料 入 用	息 損 料 失 益	50	
受 取 収 入	息 損 料 失 益	7	101
営 業 外 費	息 損 料 失 益	42	
支 払 替 手 数	息 損 料 失 益	81	
支 払 手 損	息 損 料 失 益	62	
支 払 手 損	息 損 料 失 益	50	
支 払 手 損	息 損 料 失 益	5	200
特 別 常 利 益	益 費		588
固 定 資 産 売 却 益	益 費	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益 費	23	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	益 費	29	54
特 別 損 失	益 費		
固 定 資 産 除 却 損	益 費	0	0
税金等調整前当期純利益	益 費		642
法人税、住民税及び事業税	益 費		51
法人税等調整額	益 費		35
当期純利益	益 費		555
親会社株主に帰属する当期純利益	益 費		555

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高および変動事由	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	7,000	4,469	2,133	△1,404	12,197
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 63		△ 63
親会社株主に帰属する当期純利益			555		555
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1
自 己 株 式 の 処 分				36	36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	492	35	527
当 期 末 残 高	7,000	4,469	2,625	△1,369	12,724

残高および変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	65	△1,349	209	△1,074	11,122
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 63
親会社株主に帰属する当期純利益					555
自 己 株 式 の 取 得					△ 1
自 己 株 式 の 処 分					36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 3	99	△ 7	89	89
当 期 変 動 額 合 計	△ 3	99	△ 7	89	616
当 期 末 残 高	61	△1,249	202	△ 985	11,739

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	23,954
売上原価	18,215
販売費及び一般管理費	5,738
営業外収益	5181
営業外費用	556
受取利息	5
受取配当金	50
関係会社業務支援料	22
不動産賃貸料	33
雑収入	59
営業外費用	171
支払利息	78
不動産賃貸原価	5
為替差損	17
支払手数料	50
雑損失	8
経常利益	160
特別利益	567
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	23
退職給付制度改革益	21
特別損失	45
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	0
法人税、住民税及び事業税	613
当期純利益	19
	593

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高および変動事由	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,000	1,347	3,121	4,469	44	794	839	△1,404	10,903
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					6	△ 70	△ 63		△ 63
当 期 純 利 益						593	593		593
自 己 株 式 の 取 得								△ 1	△ 1
自 己 株 式 の 処 分								36	36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	6	523	529	35	564
当 期 末 残 高	7,000	1,347	3,121	4,469	51	1,317	1,368	△1,369	11,468

残高および変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高		65	10,969
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 63
当 期 純 利 益			593
自 己 株 式 の 取 得			△ 1
自 己 株 式 の 処 分			36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 3	△ 3	△ 3
当 期 変 動 額 合 計	△ 3	△ 3	560
当 期 末 残 高		61	11,529

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 横山 博 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、池上通信機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、池上通信機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また監査法人保森会計事務所から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

池上通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 千葉悦雄 ㊟

社外監査役 永島建二 ㊟

社外監査役 渡辺敏治 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを平成30年5月10日開催の取締役会で決議しました。

これに伴い、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式10株を1株に併合することのご承認をお願いするものです。

2. 併合の割合

当社株式10株を1株に併合します。

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配します。

3. 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに従い、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社のメディカルソリューション事業の営業力強化を図ることを目的に、医療機器の販売許可を取得するに当たり、法人の目的に「医療機器の販売」等に関する記載が必要なことから、定款第3条（目的）の一部について変更をお願いするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第3条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 有線、無線等の通信機器および放送装置の製造</p> <p>(2) 理化学機器および医学用電子応用機器の製造</p> <p>(3) 磁気等の記録装置およびデータ処理装置ならびに電子計算機の製造</p> <p>(4) 家庭用、工業用電気機器の製造</p> <p>(5) 電気、機械、電子部品の製造</p> <p>(6) 前各号製品に使用する素材、記録媒体等の製造制作</p> <p>(7) 前各号に掲げた製品の販売および賃貸</p> <p>(8) 前各号に関連する工事の請負</p> <p>(9) 関連する事業に対する投資</p> <p>(10) 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <現行どおり></p> <p>(2) 理化学機器および医学用電子応用機器<u>ならびに医療機器の製造</u></p> <p>(3) ～ (10) <現行どおり></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任となる3名（うち1名は社外取締役）を含む取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は以下のとおりです。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任 きよ もり よう すけ 清 森 洋 祐	代表取締役社長
2	再任 かん だ なお き 神 田 直 樹	常務取締役 社長補佐、特命事項 生産、調達担当
3	再任 こま の め ひろ ひさ 駒野目 裕 久	取締役 技術開発、特許・知的財産戦略担当、技術統括室長
4	再任 あお き たか あき 青 木 隆 明	取締役 総務、法務、人事、人材開発、社長室、営業担当 上席執行役員 経営管理本部長
5	再任 お ぼら のぶ つね 小 原 信 恒	取締役 経理・財務、情報システム担当 上席執行役員 経理統括本部長
6	新任 おお き たか し 大 木 孝 志	上席執行役員 社長付
7	新任 こ じま むつみ 小 島 睦	執行役員 システムセンター長
8	再任 やま ざき まさ ひこ 山 崎 雅 彦 独立役員候補	社外取締役
9	新任 なが い けん じ 永 井 研 二 独立役員候補	

(注) 当社は、社外取締役・社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役・社外監査役との間で、損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めており、山崎雅彦氏と責任限定契約を締結しています。

山崎雅彦氏が再任、永井研二氏が選任された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続、締結する予定です。

1 きよもり ようすけ 清森 洋祐 (昭和27年7月14日生)

再任

略歴、地位、担当

昭和51年4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	平成21年6月	常務取締役就任
平成15年4月	(株)東芝 北陸支社支社長	平成21年6月	営業・マーケティング、経営戦略担当
平成18年4月	同社 社会システム社 営業統括責任者	平成22年5月	専務取締役就任
平成19年10月	同社 社会システム社社長附 当社出向 GF事業推進責任者	平成22年5月	全社経営統括兼営業・マーケティング担当
平成20年6月	当社入社	平成23年6月	取締役副社長就任
平成20年6月	取締役就任	平成23年6月	社長補佐、経営執行統括、グループ会社経営統括、営業担当
平成20年10月	経営戦略統括部・GF事業推進担当	平成24年10月	代表取締役社長現在に至る



所有する当社の株式の数
46,000株

取締役在任年数
10年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

清森洋祐氏は、平成24年10月に当社代表取締役社長に就任以来、構造改革の断行により、利益を創出できる企業体質への転換を推し進め、当社の念願であった復配を実現するなど、強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社の更なる成長を実現し、企業価値の向上を目指すにあたり、経営者としての知見と強いリーダーシップが、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

清森洋祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 かん だ なお き 神田 直樹 (昭和26年9月15日生)

再 任

略歴、地位、担当

昭和50年 4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	平成25年10月	当社入社 生産企画、グループ経営シニアアドバイザー
平成12年 4月	同社 情報・社会システム社 産業電機システム事業部企画部長	平成27年 4月	生産調達統括本部 本部長付 参与
平成15年 7月	東芝インターナショナル米国社 取締役	平成27年 6月	取締役就任
平成17年 6月	東芝エレベーター(株) 生産本部長	平成27年 6月	生産、調達、情報システム担当、上席執行役員生産調達統括本部長
平成19年 6月	同社 取締役上席常務 生産統括責任者 生産本部長	平成28年 6月	生産、調達、情報システム担当、常務執行役員生産調達統括本部長
平成20年 6月	同社 取締役専務 生産・建設本部長	平成29年 4月	常務取締役就任現在に至る
		平成29年 4月	社長補佐、生産、調達担当
		平成30年 4月	社長補佐、特命事項、生産、調達担当現在に至る



所有する当社の株式の数
9,000株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

神田直樹氏は、長年にわたり生産構造改革の業務に従事した経験を活かし、平成27年6月に当社取締役に就任以後も、当社の生産、調達構造の改善、効率化、品質の向上に、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社がグローバルな事業展開を視野に入れ、更なる生産、調達構造の改善と品質の向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

神田直樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 こまのめ ひろひさ 駒野目 裕久 (昭和32年4月29日生)

再 任

略歴、地位、担当

昭和55年4月	当社入社	平成27年4月	副技師長 研究・開発担当、 上席執行役員技術統括室長
平成13年7月	技術本部技術研究所長	平成28年4月	副技師長 技術・開発担当、 上席執行役員技術開発センター 長兼技術統括室長
平成15年4月	技術研究所長	平成28年6月	技術・開発、特許・知的財産 戦略担当、上席執行役員技術 開発センター長兼技術統括室 長
平成19年6月	取締役就任現在に至る	平成29年4月	技術開発、特許・知的財産戦 略、技術統括室担当
平成20年4月	研究開発センター・特許室担 当	平成30年4月	技術開発、特許・知的財産戦 略担当、技術統括室長現在に 至る
平成21年6月	研究・開発、特許担当		
平成22年5月	研究・開発、製品開発、特許 担当		
平成23年6月	研究・開発、知的財産、特許 担当		



所有する当社の株式の数
20,000株

取締役在任年数
11年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

駒野目裕久氏は、長年にわたり当社の要素技術の研究開発に従事し、平成19年6月に取締役に就任以後も、当社の研究開発部門の責任者として、将来の当社を支える要素技術の研究・開発を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社の将来を担う技術の獲得を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

駒野目裕久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4 あおき たかあき
青木 隆明 (昭和36年12月1日生)

再 任

略歴、地位、担当

昭和59年 4月	当社入社	平成28年 6月	コーポレート、コンプライアンス・リスク内部統制、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長
平成17年 4月	放送通信事業本部放送システム営業第二部門長		
平成20年 4月	経営戦略統括部経営戦略部長		
平成23年 6月	経営統括部長	平成29年 4月	総務、法務、人事勤労、人材開発、経理、情報システム、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長
平成24年 4月	経営管理本部長		
平成25年 4月	執行役員経営管理本部長		
平成26年 6月	取締役就任現在に至る		
平成26年 6月	経営戦略、人材開発、人事勤労、総務、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長	平成29年 6月	総務、法務、人事勤労、人材開発、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長
平成27年 4月	経営戦略、IR・広報、秘書、人材開発、人事勤労、総務、法務、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長	平成30年 4月	総務、法務、人事、人材開発、社長室、営業担当、上席執行役員経営管理本部長現在に至る
平成28年 4月	コーポレート、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		



所有する当社の株式の数
35,000株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
14/14回

◇重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

青木隆明氏は、国内放送営業ならびにコーポレート機能強化を牽引し、平成26年6月に取締役に就任以後も、営業担当の他、当社の経営戦略の立案、推進を指揮し、コーポレートガバナンス強化、人材開発・育成等を推進し、取締役としての責務を果たしています。

このことから、当社が経営基盤の安定と企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

青木隆明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5 おばら のぶつね 小原 信恒 (昭和36年12月29日生)

再 任

略歴、地位、担当

昭和60年 4月	当社入社	平成22年 4月	業務統括部経理部長
平成 5年 5月	Ikegami Electronics (Europe) GmbH出向	平成24年 4月	経理統括部長
平成18年 4月	同社 副社長兼支援部門長	平成25年 4月	執行役員経理統括本部長
平成20年 4月	業務管理統括部財務部長	平成29年 4月	上席執行役員経理統括本部長
		平成29年 6月	取締役就任現在に至る
		平成29年 6月	経理・財務、情報システム担当、上席執行役員経理統括本部長現在に至る



所有する当社の株式の数
54,000株

取締役在任年数
1年

取締役会出席状況
9/10回※

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

小原信恒氏は、長年にわたり経理業務を担当すると同時に、当社海外子会社の副社長として現地法人の経営に携わるなど、グローバルでの視点と経理・財務に関する広範な知識・経験を有しており、平成29年6月に取締役に就任以後も、経理・財務戦略の立案・実行を推進し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社の財務基盤の安定・強化と企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

小原信恒氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※平成29年6月取締役就任以後の取締役会出席状況となります。

6 おおき たかし
大木 孝志 (昭和33年4月13日生)

新 任

略歴、地位、担当

昭和58年 4月	当社入社	平成28年 4月	執行役員生産調達統括本部調
平成21年 4月	福岡営業所長		達センター長
平成22年 4月	営業本部メディアネットワー	平成29年 4月	上席執行役員生産調達統括本
	ク部長		部長
平成23年 6月	調達本部副本部長	平成30年 4月	上席執行役員社長付現在に至
平成25年 4月	執行役員営業本部長		る

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

大木孝志氏は、長年にわたり営業業務を担当し、執行役員営業本部長を歴任するとともに、当社の部材調達業務を担当する調達センター長、上席執行役員生産調達統括本部長を歴任するなど、営業、調達、生産等の多方面での豊富な経験と高度な知見を有しています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と高度な知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を新たな取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

大木孝志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
15,000株

取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

7 こじま むつみ 小島 睦 (昭和34年7月22日生) 新任

略歴、地位、担当

昭和58年4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	平成28年3月	(株)東芝退職
平成15年4月	同社 通信映像ソリューション設計部長	平成28年4月	当社入社 生産調達統括本部付主席技監
平成18年6月	同社 社会システム社業務開発推進部長	平成29年4月	執行役員生産調達統括本部システムセンター長
平成20年4月	東芝放送ネットワークエンジニアリング(株)代表取締役社長	平成30年4月	執行役員システムセンター長 現在に至る
平成24年4月	(株)東芝 都市交通ソリューション推進部長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

小島睦氏は、長年にわたり(株)東芝において技術・製品開発に従事するとともに、東芝放送ネットワークエンジニアリング(株)代表取締役社長を歴任されるなど、幅広い技術の知見と、経営に関する経験を有しており、平成28年4月に当社入社以後、執行役員システムセンター長として、放送システムの開発・設計、製造を指揮して参りました。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を図るために欠かせない技術力強化を目指すにあたり、その幅広い技術の知見と、経営者としての経験が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を新たな取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

小島睦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
5,000株

取締役在任年数
—

取締役会出席状況
—

8

やまざき
山崎まさひこ
雅彦

(昭和28年3月14日生)

再

任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当

昭和53年 4月	弁護士登録	平成24年 4月	法政大学法科大学院教授
昭和53年 4月	福岡清法律事務所所属弁護士	平成26年 6月	当社社外取締役就任現在に至る
昭和61年 6月	山崎雅彦法律事務所設立現在に至る	平成29年 3月	日本ビルファンド投資法人監督役員就任現在に至る
平成24年 2月	第二東京弁護士会懲戒委員会委員		

◇重要な兼職の状況

山崎雅彦法律事務所弁護士
日本ビルファンド投資法人監督役員

◇社外取締役候補者とした理由

山崎雅彦氏は、弁護士を現任されており、直接会社経営に関与された経験はありませんが、平成26年6月に当社取締役就任以後、法曹としての豊富な経験と知識から、特にコーポレートガバナンス、コンプライアンスの視点から当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を目指すにあたり、その高い専門性と豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

山崎雅彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
14/14回

9 ながい けんじ 永井 研二 (昭和23年8月24日生)

新	任	社外取締役	独立役員
---	---	-------	------

略歴、地位、担当

昭和48年 4月	日本放送協会入局	平成24年 6月	(株)NHKアイテック代表取締役社長
平成13年 6月	技術局送信技術センター長	平成27年 7月	(株)イマジカ・ロボットホールディングス特別顧問現在に至る
平成15年 6月	技術局計画部長	平成27年 7月	日本電気(株)顧問現在に至る (平成30年6月退任予定)
平成17年 4月	技術局長		
平成18年 6月	(株)放送衛星システム代表取締役社長		
平成20年 2月	日本放送協会理事		
平成21年10月	専務理事・技師長		



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由

永井研二氏は、日本放送協会入局後、放送に関わる技術職に長年携わり、専務理事技師長を歴任されるなど、放送技術に関する高度な知見と、経営者としての豊富な経験を有しております。

このことから、当社の経営判断の一層の強化を目指すにあたり、その放送技術に関する高度な知見と、経営者としての豊富な経験が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を新たな社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

永井研二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

《ご参考》社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）または社外役員候補者の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下、当社グループという）の業務執行者*¹または就任前10年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先*²または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者
* 2 主要な取引先とは、①当社グループとの取引において、事業年度における取引高が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先②当社グループが借入を行っている金融機関グループ（シンジケート含む）であって、事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額*³の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
* 3 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
7. 当社グループから多額*⁴の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
* 4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わず）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
9. 現在および過去3年間ににおいて、上記2～8に該当していた者
10. 上記1～9に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

以 上

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人保森会計事務所は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに東光監査法人を会計監査人に選任することのご承認をお願いするものです。

1. 東光監査法人を会計監査人の候補とした理由

監査役会が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、監査計画内容の適切性、監査品質管理体制並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためです。

2. 会計監査人候補者

会計監査人の候補者は以下のとおりです。

(平成30年3月31日現在)

名 称	東光監査法人		
本 部 所 在 地	東京都千代田区飯田橋三丁目7番4号彩風館6階		
設 立	平成3年1月31日		
概 要	出 資 金	13,000千円	
	構 成 人 員	社 員 (公認会計士)	13名
		職 員 (公認会計士)	22名
		そ の 他	3名
		合 計	38名
監 査 会 社 等 の 数	69社		

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国 Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。
- (2) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL 通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**平成30年6月27日（水曜日）の午後5時55分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログイン ID」および「仮パスワード」をご通知します。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせて頂きますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

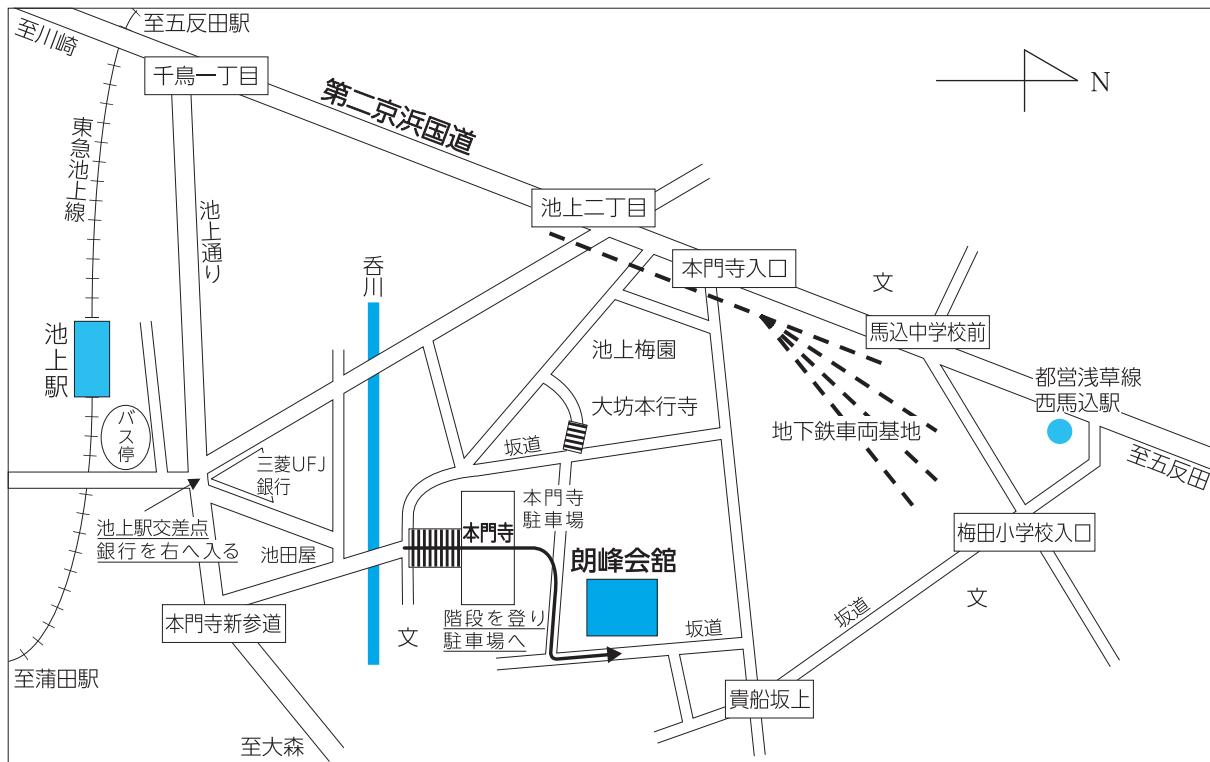
システム等に関するお問い合わせ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区池上一丁目2番1号

朗 峰 会 館（4階朗峰の間）



- ・東急池上線「池上駅」から徒歩12分
- ・都営地下鉄浅草線「西馬込駅」から徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。